

土 海 第 57 号
環 自 第 69 号
令和 2 年 4 月 17 日

沖縄防衛局

局長 田中 利則 殿

沖縄県知事

玉城 康裕

普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の停止について

沖縄島近海に生息するジュゴンについては、貴局の調査において3頭の生息が確認されていたところ、個体Bについては、平成31年3月18日に今帰仁村運天漁港で死亡が確認されています。また、個体Aについては、平成30年9月11日を最後に、個体Cについては、平成27年6月24日を最後に確認されない状況が継続しております。さらに、鳴音についても、古宇利島沖以外では、平成30年11月1日の辺戸岬地先を最後に録音されない状況が継続していました。

このように危機的な沖縄県のジュゴンの状況について、令和元年12月10日に公表されたIUCNのレッドリスト(The IUCN Red List of Threatened Species. Version 2019-3)においては、日本の南西諸島に生息するジュゴン(Dugong dugon)の地域個体群(sub-population)が、Critically Endangered(CR)「深刻な危機」(絶滅危惧IA類)にあると評価されています。また、同月にはIUCNの専門家グループが日本のジュゴン個体群の今後の調査提案「日本産ジュゴン個体群の調査計画(Research Plan for Japanese Dugongs)」を公表しています。

貴局によるジュゴンの航空機からの生息確認や食跡等が確認されなくなり1年以上も経過し、南西諸島のジュゴンの絶滅が現実味をおびる中、令和2年4月10日に開催された第25回環境監視等委員会資料において、令和2年2月11日、23日、24日に普天間飛行場代替施設建設事業(以下「事業」という。)の施行区域内のK4地点においてジュゴンの鳴音が録音されたことが記載されています。

事業の実施によるジュゴンへの影響については、令和元年8月6日付け平成29年度普天間飛行場代替施設建設事業の事後調査報告書に対する環境保全措置要求において、「個体Aについては、平成29年4月に護岸工事が開始されている状況におい

て、これまでと比べると平成 29 年度の確認位置には変化がみられ、平成 30 年 9 月を最後に確認されなくなっている。個体 C についても平成 26 年 8 月にブイやフロートが設置され、多くの作業船や監視船が当該海域を航行するようになり、嘉陽沖では、平成 26 年 9 月が最後の確認となっている。このように事業の実施による影響が懸念される」と指摘し「海上工事による水中音の影響について解析すること」との環境保全措置要求を行っております。

環境保全図書の記載によると、「ジュゴンは音に対して敏感とされていますが、ジュゴンに対する水中音の知見は少なく、逃避等の影響を及ぼす音圧レベルを直接的に調査した事例はほとんどみられません。」と記載されており、予測の不確実性が高いにもかかわらず貴職は、県からの環境保全措置要求後も水中音の調査などを含めた原因究明調査を実施しておりません。

また、工事停止期間中である平成 30 年 9 月 14 日、26 日に施行区域内の K5 地点においてジュゴンの鳴音が録音されており、今回録音された令和 2 年 2 月 11 日、23 日、24 日も事業の休工期であることを踏まえると、工事が停止または休工している期間については、ジュゴンが施行区域内に接近する可能性があると考えられます。

このことからしても、嘉陽、大浦湾海域に生息していたジュゴンについては、事業の実施による影響により、嘉陽等の餌場を放棄し、工事停止期間や休工期には、餌場等を求めて来遊していることが示唆されます。

貴局は、個体 B が死亡し、南西諸島に生息するジュゴンが IUCN のレッドリスト IA 類と評価され、更に危機的な状況になっているにも係わらず、去る 2 月にジュゴンの鳴音が確認された後も事業を継続しており、このような貴局の行為は、南西諸島において、絶滅が危惧されるジュゴンへの配慮を著しく欠いているものと言わざるを得ません。

また、沖縄県では、平成 28 年度からジュゴン保護対策事業を実施してきているところであり、南西諸島のジュゴンが IUCN のレッドリスト IA 類に評価されたことも踏まえて、今回鳴音が録音されたジュゴンについては、IUCN の専門家グループから示された調査提案「日本産ジュゴン個体群の調査計画 (Research Plan for Japanese Dugongs)」を参考に調査を行い、最大限保護に向けて取り組む必要があると考えております。

埋立承認時とはジュゴンの状況が大きく異なっており、また、ジュゴンの生息範囲に変化があったことからすると、環境保全図書に記載されたジュゴンへの影響評価では不十分であることが明らかであり、鳴音の確認されたジュゴンを保護する観点から、事業を停止して、ジュゴンの来遊状況や生息環境等を改めて確認するとともに、ジュゴンの生息範囲に変化があったことに関する原因究明調査を含め、事業によるジュゴンへの影響を再評価することを求めます。

あわせて、事業によるジュゴンの影響について再評価した後に、ジュゴンの保護

策について沖縄県等関係機関との協議が終了するまでの間、事業を再開しないよう強く求めます。